平成２６年（フ）第９号
沖縄県石垣市字新川2352番地　県営住宅真喜良第二団地６号棟204号
債務者　前川　義一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第２６号
宮城県大崎市岩出山字東川原町18番地１　アローマⅡ102号
債務者　千葉　栄城
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
松江市玉湯町大谷1313番地４
債務者　周藤　涼子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
福島県須賀川市並木町87番地
債務者　櫻井　　均
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
熊本市中央区黒髪２丁目４番４号　第２松尾ビル101号
債務者　寺地ゆかり
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市本町１丁目24番地
債務者　露崎久美子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３８号
山口県光市光井２丁目15番１号
債務者　松野　秀生
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第９８１号
名古屋市東区百人町28番地の６　ヴィラ百人町102号室
債務者　伊藤　友彦
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８３号
名古屋市北区中味鋺１丁目844番地　フィルエテルネル202号
債務者　谷　　博幸
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７７号
熊本市北区植木町広住42番地１　イーストサイドＤ、前住所熊本市北区植木町植木59番地
債務者　内田　和秀
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０１２号
大阪市東住吉区北田辺４丁目18番５―405号
債務者　前田　昌美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８３号
横浜市神奈川区菅田町799番地　ひまわり団地３号棟103号室
債務者　小川真佐美（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８８号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目10番40号
債務者　内野喜久義
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１８９号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート３棟1005号
債務者　栗原　光男
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号
愛知県豊橋市関屋町148番地　102
債務者　鈴木　梨佳
1　決定年月日時　平成26年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月24日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４６５号
東京都東久留米市本町４丁目12番19号レオパレス湧泉206
債務者　礒部　恵子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月25日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部